

# アパート経営の皆様へ



問合せ  
建築係 ☎32-1844

## 民間賃貸住宅建設助成

### 【対象】

市内に民間賃貸住宅を新築する、市内・市外の法人または個人へ費用の一部を助成

### 【助成額】

- 1戸あたり 90万円  
(床面積30㎡以上40㎡未満)
- 1戸あたり100万円  
(床面積40㎡以上)

### 【助成要件】

- 民間賃貸住宅(戸建て2戸以上または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して賃貸する共同住宅)
- 各戸に玄関、水洗便所、浴室、台所および給湯設備が設置されているもの
- 市内の事業所が施工する工事

## 民間賃貸住宅リフォーム助成

### 【対象】

市内に民間賃貸住宅を所有する個人および法人に対して、市内の民間賃貸住宅の改修費用の一部を助成

### 【助成額】

1戸あたりの改修工事の3分の1に相当する額(10万円限度)

### 【助成要件】

- 民間賃貸住宅(戸建て2戸以上、または1棟あたり4戸以上の賃貸契約を締結して、賃貸する共同住宅)の居住性向上を図るための修繕、模様替えなどを行なう工事で、市内の事業所(個人事業者を含む)が施工する工事

※国や道、ほかの団体などから重複して助成金を受けている場合は対象外です。

## 住宅のリフォーム・解体でお悩みの方へ 令和5年度 リフォーム・解体の助成金 あんしん住宅助成事業

安心して長く住み続けられるよう、市民のみなさんが市内の建設業者に依頼し、自らが所有し住んでいる住宅のリフォームや解体を行なう場合、工事費の一部を助成する事業を実施しています。

### ◆助成要件

- 1 世帯全員が市税などの滞納がないこと
- 2 申請し交付決定後に着工すること、令和6年3月29日までに助成金請求すること
- 3 市内に事務所があり、建設業の許可を持った業者または個人事業者が施行する工事

※令和3年3月31日までに限度額の助成金を取得したことがある方も、新たに申請ができます。

### ◆対象者

赤平市に住宅を所有している方

※老朽住宅解体工事は市外在住者も対象

### ◆対象外の工事

- 増築工事
- トイレの水洗化
- 車庫や物置
- 門塀
- ロードヒーティング
- 融雪槽 など



### ◆対象工事・工事費・助成内容

▷50万円以上のリフォーム工事  
新築後5年経過  
● 外部塗装 ● 外壁張り替え  
● 内装改修 ● 水回り改修 など  
→ 助成率 15%  
限度額 50万円

▷50万円以上のリフォーム工事  
18歳未満の子どもがいる世帯  
→ 助成率 20%  
限度額 75万円

▷50万円以上の老朽住宅解体工事  
昭和56年5月31日以前に着手した住宅  
※併用住宅を含む  
→ 助成率 25%  
限度額 30万円

▷100万円以上の耐震改修工事  
診断の結果、耐震不足と判定された住宅  
→ 助成率 20%  
限度額 50万円

問合せ  
市役所建設課建築係  
☎32-1844  
平日 8時30分～17時

市内業者の紹介・申請先  
赤平建設業協会  
☎32-2549  
平日 8時30分～17時



## 年金生活者支援給付金制度

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乘せして支給されるものです。

新たに年金生活者支援給付金の対象になる方には、日本年金機構から9月初旬ころにお知らせを送付します。令和6年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和5年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※受け取りにはお知らせに同封の請求書(はがき)の提出が必要です。記入し、すみやかにご提出ください。

### ご案内や事務手続き

日本年金機構(年金事務所)

「年金生活者支援給付金専用ダイヤル」

☎0570-05-4092(ナビダイヤル)

## 任意加入制度

やむを得ない事情により、国民年金保険料を納められなかった期間や、国民年金に加入していなかった期間があると、その期間に応じて年金額が少なくなってしまいます。

ご本人の申し出により、「60歳以上65歳未満」の5年間、国民年金保険料を納めることで、65歳から受け取る老齢基礎年金を増やすことができる「任意加入制度」があります。

老齢基礎年金(65歳から受給)は、20歳から60歳になるまでの40年間(480月)保険料を納めなければ、満額支給されません。

### 必要なもの

- 基礎年金番号がわかるもの
- 預金通帳・印鑑(金融機関届出印)

※納付方法は口座振替になります。(保険料の前払いにより割引される前納制度もあります)

※受け取る年金額が増える付加保険料(月額400円)の納付もおすすめです。

■任意加入できるのは、①～④のすべての条件を満たした方です。

- ①日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の方
- ②老齢基礎年金の繰上げ支給を受けてない方
- ③20歳以上60歳未満の保険料の納付月数が480月(40年)未満の方
- ④厚生年金保険に加入していない方

※上記のほか次の方も加入できます。

- 年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方
- 外国に居住する日本人で、20歳以上65歳未満の方



左手甲に右手のひらをつけて、まるくなでまわす

手話に  
チャレンジ



第74回

「大切」

手話モデル 亀代 広美 さん  
(赤平手話の会)